

## コロナ禍における原油価格・物価高騰対策

### 原油等価格高騰助成金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている市内の中小・小規模事業者、個人事業主等に対して緊急的な助成を行い、事業者の事業継続、経営安定化を支援します。

#### ◆ 対象者

次のすべてに該当する法人、個人事業主が対象となります。

- ・ 中小企業者等（※1）であること。ただし、みなし大企業、農業者（※2）、運送業務を主たる事業とする事業者（※3）、は除く。

※1 中小企業者等の詳細については裏面をご覧ください。

※2 農業者は農政課所管の「コロナ禍における農業用資材等高騰対策事業」の対象となります。

※3 運送業務を主たる事業とする事業者は「運送事業者等原油価格高騰助成金」の対象となります。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務を行う者ではないこと。
- ・ 代表者又は役員がさくら市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等でないこと。また、暴力団員及び暴力団員等が事実上経営に参画していないこと。
- ・ 法人の場合は、さくら市内に事業所や事務所、店舗有すること。個人事業主の場合は、主にさくら市内で事業を行っていること。
- ・ 2021年7月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、さらに今後も継続する予定であること。
- ・ 市税を完納していること。

#### ◆ 助成金の計算方法及び助成金額

助成額＝【(令和4年1月～7月のうち任意の4か月の燃料費等の合計額)

－ (令和3年同月の燃料費等の合計額)】×1/2 (※千円未満切り捨て)

上限額：50万円（下限額：3万円）

※燃料費又は光熱費どちらか一方のみ申請することが可能です。（燃料費又は光熱費のいずれかの使用料が令和3年より令和4年の方が少ない場合は、どちらの年も0円とする。）

#### ◆ 対象となる燃料費等

燃料費【重油、ガソリン、軽油、灯油】 光熱費【ガス、電気】

#### ◆ 受付期間

令和4年9月22日～令和4年11月30日まで（当日消印有効）

#### ◆ 提出書類

1	原油等価格高騰助成金申込書（様式第1号）
2	原油等価格高騰助成金計算書（様式第2号）

3	燃料費等の支出が確認できるもの (使用月、購入月、支払金額等が記載された請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票など)
4	さくら市内での事業活動が確認できるもの (履歴事項全部証明書の写し又は、確定申告書の写し、HPの事業所一覧、事業所の外観写真等いずれか)
5	振込口座の通帳の写し(表紙裏面の口座情報記載のページ)

◆ 助成金の対象となる中小企業者等について

1	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する者	業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
			資本金の額又は は出資の総額	常時使用する 従業員の数
		①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
		②卸売業	1億円以下	100人以下
		③サービス業	5,000万円以下	100人以下
		④小売業	5,000万円以下	50人以下
2	医療法第39条に規定する医療法人			
3	社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人			
4	私立学校法第3条に規定する学校法人			
5	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人			
6	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人			

◆ 申請方法

提出書類を郵送又は商工観光課窓口へ持参してください。

原油等価格高騰助成金申込書(様式第1号)及び原油等価格高騰助成金計算書(様式第2号)は、市ホームページ(「さくら市 燃料費」で検索)からダウンロード、またはさくら市商工観光課にて配布しています。

(提出先)

※郵送の際は切り取って封筒に  
貼り付けてください

〒329-1492  
さくら市喜連川4420-1  
さくら市商工観光課 商工振興係 あて  
原油等価格高騰助成金申請書類 在中

◆ 注意事項

- ・ 助成金の支給後、虚偽の申請等不正な行為が判明した場合は、助成金を返還いただきます。
- ・ 1事業者(店舗・事業単位ではありません)につき、市の助成金への申請は1回限りです。

【問合せ】

さくら市商工観光課 商工振興係(受付時間:平日 午前9時～午後5時)  
TEL:028-686-6627 FAX:028-686-2055